

お寄せいただいたご意見の概要と策定委員会の考え方

NO	該当箇所	ご意見の概要	策定委員会の考え方
1	第2章	<p>「条例」と名が付くと、中身を見る前に多くの人から「難しい」、「自分とは関係がない」など少し引き気味で見られるのではないか。</p> <p>この条例の条文は、よく検討され、分かりやすい文章を使っているが、老若男女、外国人や他の地方からの移住者も含め、町民皆がより身近で親しみやすい、より分かりやすい条例となるよう工夫が必要である。</p> <p>そこで「第2章 町民等」の条文で「町民」の前に「わたしたち」と追加することを提案する。</p> <p>－例－ 第5条 わたしたち町民等は、自らの意思及び責任に基づいて・・・ 第10条 わたしたち町民等は、まちづくりを行うに当たり・・・</p>	<p>条例案の作成に当たり、なるべく親しみやすい文章を用いることも重要であると考えています。この点、ご提案のとおり「わたしたち」という文言の追加により、文章がやわらかくなると考えられます。</p> <p>一方で、条例案中には「町民等」という文言が数多く含まれており、その全てに「わたしたち」を追加した場合、かえって条文が読みにくくなってしまうことも考えられます。</p> <p>そこで、より親しみを感じていただく表現として、第2章第1節と第2節の節名を「私たち町民等の権利」、「私たち町民等の責務」と修正する方向で検討します。</p>

NO	該当箇所	ご意見の概要	策定委員会の考え方
2	第9条 第10条	<p>「自治活動組織」について規定を設けることに反対する。</p> <p>自由な任意意志により組織された団体には合法の範囲でそれぞれの目的・主旨・活動内容があり、多少なりとも拘束されるものであってはならない。</p> <p>「まちづくりを促進する役割を有する」として役割を規定するのは一面的であり、容認できない。</p> <p>区・常会組織を想定した面もあると想像できるが、これらの団体はあくまで住民同士の自由意思により結成される任意団体であり、行政組織（国・地方自治体）とは法的に無関係な存在であることが前提である。</p> <p>まちづくりの担い手かのような役割を規定し、それら「組織への参加に努める」などの規定は、行き過ぎ（勇み足）と判断せざるを得ない。また、主旨の異なる自治活動組織についても活動に影響を与えることが危惧される。</p>	<p>「自治活動組織」については、実際に自主的な自治団体が様々なまちづくりを行っていることを踏まえ、「町民等によるまちづくり」を促進する観点から、一定の規定を設ける必要があると考えています。なお、この「自治活動組織」には、区や常会のみではなく、地域的な区割りを越えて活動する団体や、特定のテーマに関する活動を目的とする団体も含まれます。</p> <p>第9条第1項に規定する「自治活動組織の役割」は、町民等が「自治活動組織」を通じて自らまちづくりに参加しているという点を明らかにする趣旨であり、個々の団体の目的や主旨、活動内容の中身についてまで規定し、拘束するものではありません。</p> <p>「自治活動組織」への参加については、第10条で「自らの意思に基づき」とし、あくまで自主的な参加を前提としています。</p> <p>また、参加をしない人がいる場合であっても、第9条第2項において、「自治活動組織」は町民等に対して不当な差別的取扱いをしてはならないことを定めています。</p>

NO	該当箇所	ご意見の概要	策定委員会の考え方
3	第2条 第13条	<p>第2条第5項では「この条例において「町」とは、議会及び町長その他の執行機関を言います。」とある一方、第13条第1項では「町長は、町民の信託に基づき、<u>町を統括し、及び代表するとともに公正かつ誠実に職務を遂行します。</u>」とある。</p> <p>受け止めようだが、「町長は、議会を統括し、及び代表する」と取れる文面となっているので、表現の仕方を工夫したほうがよいのではないか。</p>	<p>第13条第1項は、地方自治法第147条の「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」という規定を踏まえ、町長の地位が有する性格を確認する趣旨で規定しています。</p> <p>表現の工夫については、「<u>箕輪町を統轄し、代表するとともに、</u>」と修正する方向で検討します。</p>